

## 小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会（第2回）議事概要

日時 平成28年 7月4日（月） 9：00～12：10  
場所 香川県教育会館2階 第1、2会議室

### 1. 開会

特別支援教育課長あいさつ

### 2. 会議の公開・非公開

本日の会議は公開することで決定した。

### 3. 議事

#### （1）鹿児島大学教育学部 肥後祥治教授による講話

「特別支援教育を「地域に根ざす」視点から考える」

日本の障害児教育のシステム作りは地域に根ざしたリハビリテーション（C B R）ではなくて、施設中心型のリハビリテーション（I B R）に基づいている。I B Rを使ってうまくいく地域は日本にどれくらいあるのかと思っている。地域に根ざしていくのか施設中心で行くのかの選択をほとんどの人は意識していない。ここが非常に重要なところだと思っている。

離島の多い地域の特別支援教育を考えていく視点として、教師の専門性、子どもたちの地域や学校のコミュニティの中での包摂性と排除性、構築するシステムの持続可能性と経済性、現在の教育の思潮の根底にある障害者の権利条約などを念頭に置いたシステム構築が必要である。

教師の専門性の視点では、実は特別支援教育を受けている子どもも特別支援学校より特別支援学級で一番多く学んでいるが、知的障害の特別支援学級の先生の特別支援学校教諭の免許保有率は30%程度である。そこをなんとかしないと特別支援教育の改善には手がついたことにはならない。障害のある子どもの問題解決は専門家及び専門機関を用いることが最も適切であると誰も疑っていない。この考え方方はI B Rに基づいた制度設計であり、これによって私たちは子どもたちの問題解決をしていくかと思っていたけれど、どのような帰結がもたらされたか、例えば、クラスあるいは学校にいる障害のある子どもの教育問題も他の専門家による仕事であると思うようになってしまった。これがI B Rの考え方の危ない部分である。

特別支援学校の先生が担当している領域は複数の専門領域から構成されていて、専門家、専門機関をどのような分野に有効性を發揮するのかを議論しないまま考えていくと、大きく道を誤るのではないかと思う。必要なのは、どのようなサービスをその子どもや、その地域は必要としているのかを考えていかないといけない。学校やシステムを設計するときに重要なことは、どのような専門性のある教師が求められているのかを議論しないまましていくと、どんどん大きくならざるを得ない。

子どもたちのコミュニティでの地域の包摂性とか排除性について、特別支援教育の取り組まなければいけない問題は、特別支援学校と特別支援学級と通級指導教室だけではなくて、通常学級の子どもたちの問題をどうケアしていくか、通常学級の教師の問題をどうケアしていくかだと思う。地域の特別支援教育が取り組む課題は小中高における課題とリンクして考える必要があるのではないかと思っている。

コミュニティの中で子どもたちがどのように受け入れられていくかであるが、障害児教育という考え方を疑う必要はないのか。私たちは障害がある子どもたちは専門家のところに届けて、その専門家が丁重に扱ってくれ、ちゃんと教えてくれると思っているが、それは本当

に疑わなくていいのかということである。

鹿児島の与論島での実践として、ある時期に障害の重い子が2人いて、これまでだと大島本島の寄宿舎から特別支援学校に行く人たちであったが、親としては障害が重たいし、進行性の障害なので何とか家でみたいことで、小中学校は当然同じであったが、中高一貫で試験もなかったので、高校にも入れてくれないかとなった。いろいろ運動し、鹿児島県教委と交渉していく中で、与論高校内に訪問教室のスペースを作り、そこに大島養護学校から教員を一人派遣して、訪問教育を高校内で行う実践をした。二人の子どもに対して訪問教育は1対1で指導しないといけないので、どう問題解決をしたかというと、与論町が2人か3人の町費で雇った学級支援員の内の一人を派遣して1対1体制を作った。県の教育に町がお金を使ってサポートをしていることに非常に驚いた。このことを鹿児島では「与論方式」と言っており、現在、他の島でも展開されている。

社会資源のない地域において頭に入れておかないといけないのは、構築しようとするシステムの経済性と継続可能性の点を外すことはできないと思っている。非常にたくさんのお金を必要としていく従来の特別支援学校のシステムを本当に作っていけばいいのか。私たちは特別支援学校に莫大なお金を投入しているがうまくいっているのかを議論していかないといけない。

鹿児島市の教育委員会から保護者トレーニングができるかと提案されて、今お手伝いをしている。保護者のペアレントトレーニングを、学校の教員をトレーニングしてやっていくことをしている。実際には、年度の最初の時期に教員に、夕方6時から8時まで8回の期間での募集をかけて、何名かの教員が集まり、8回のトレーニングをして、次に、今度は10月以降から5回の保護者トレーニングをしていく。学校の先生をトレーニングするので、各学校の先生方が自分の学校の先生をサポートしていくのにも使えるし、自分の担任の子どもの指導にも使う。一番の目的は、保護者に対してプログラムを提供することである。既存の専門家ではなく、研修を希望する学校の先生たちを使って、行政とのタイアップによってシステム化したもので、実はここで提供する専門的なプログラムは、非常に高度でないもの、より先生達がやりやすいレベル、あるいは保護者が取り組みやすいレベルのものが提供されている。

私たちの身の回りの隠された社会資源は何なのかという視点は大切だと思う。特に専門家があまりいないへき地のあたりでは、大切な考え方ではないかと思っている。

現在の教育の思潮ということで、障害者の権利条約24条が今の日本の教育界が実行したいと思っているいわゆるインクルーシブ教育の基になるもので、2007年から新しい特別支援教育のシステムに入った。つまり特殊教育から特別支援教育にドラスティックに変わったと思っている。就学指導もがらっと変わってきていているけども、私たちがどのようなものの考え方によれば今までやってきたのかということを理解することは、今後の私たちが子どもたちの支援のためのシステムを考えるうえで、非常に重要であると思う。認識しないといけないのは、地域の子どもを育てるということだと思う。だから、小学校も中学校も高等学校も特別支援学校も地域の子どもたちを育てるという認識がなければいけない。

自分たちの持っている社会資源をもう一回活用していくところから、それでうまくいかないもの、必要なものは何なのかを見て行かないと、結局何かを作ってしまうことに終わってしまうと、その何かを作ることが上手くいくのか。私たちは、専門家が大好きで、専門家に何とかしてもらえると思っている。でも事実、歴史的にみるとそうではなかったということは見えてきているが、それはなかなか理解しようとしない。それはIBRと言う土台のなかではそのとおりであるからである。だから、もう一度私たちは、土台のことを考えて、その土台でどういうものを作っていくのか、その時、使える建材はどういう建材があるのかみたいなことを考えていく必要があるのだと思う。

(質疑応答)

委 員： 特別支援学校はつくらなくてもよい捉え方の考え方。

参考人： 学校をつくることが問題解決の切り札にはならないことがしばしばある。必要とされるものが何かを考えるときに、解き方はたくさんある。例えば、鹿児島の離島では、特別支援学校はありえないでの、高校の中で教育の場をつくりたいと交渉している。分校をもってみると、管理職を置かないといけないので、そこまでする必要があるのかを考えないといけないし、独立した学校になるので、子どもたちの交流はどうなるのか。学校をつくることは非常に輝かしい部分もあるが、影の部分もある。そのときに、私たちや地域が目指している教育のシステムはどうなのかを考える必要がある。

学校をつくるつくらないかは、地域で持っている問題意識に関わる。高校とか、小・中学校で行われていることに多くの問題を含んでおり、この問題を解決していく視点を持たないといけない。中・高における授業の改善などの問題と特別支援教育の問題を分けて解こうとするのではなく、一緒に解けないかを考える。

使えるものは使っていくことをしていくかないと、多分資源はもたないし、維持できない。今からのキーワードはおそらく継続可能性である。大事なことは、優秀な専門家や教師が転勤した後にその地域に何が残るか、つまり、地域は学習し、地域に何か残さないといけない。非常に専門性が高い機関をつくることは、地域では専門性がシェアされることがなかなかなく、任せてしまう。学校があるに越したことではないが、問題は学校できたから問題が解決する楽観性はなくて、お金もかかる。フル装備の学校よりも、むしろ現実的な方法で、しかも地域がしっかりと育っていくような視点を大事にしていった方がよいと思う。

委 員： 地域に根ざす視点は大事だと思うが、障害を有する子どもたちの保護者の学校や教員に対する期待や要求度の大きさがどんどん膨らんでいる中で、要求度と期待に応えていく教育の実践を、小・中・高の地域の学校なのか、それとも特別支援学校を考えるのか、鹿児島県の例から両面があるように感じた。

参考人： 特別支援学校を作ることですべて問題が解決しないので、他の問題をどう解決するかを考えなくてはいけない。学校の設置は一つの解決方法だが、万能ではなく、また、他の方法も万能ではないので、どのような利用の仕方があるのかという賢さが求められる。

委 員： 鹿児島の離島の話があったが、長崎の壱岐とか対馬や、島根県の隠岐とかの特別支援教育の状況はどうなのか。

参考人： 長崎は離島が多いので、寄宿舎で、教育委員会や特別支援学校の先生が島を巡回していることを聞いているが、詳しいことはわからない。同じことが、鹿児島の奄美大島でもそうである。大島本島に奄美養護学校があるが、そこの先生が来る。先ほど言ったように、いくつかの大きな島には与論方式の訪問教室がつくられているが、そこは分教室にすべきではないかと思う。月曜から金曜まで朝8時から午後3時まで子どもたちが学べる場所をどう確保するかが鹿児島の離島の問題である。

委 員： 与論島は二人と言っていたが、離島の子どもたちは何人ぐらいが対象か。

参考人： 基本的に障害が重たい子どもは奄美大島の養護学校に行くことが通常ルートである。寄宿舎生活が難しいと保護者の判断になると、その地域で小学校、中学校と上がってきたから、中・高一貫であるので高校まで上げたい思いが保護者にあって、それを学

校の関係者が後押ししていく中で実践できた。だから基本的には、奄美地区は奄美本島へ行ったりとか、種子島、屋久島は、本土の方の特別支援学校に寄宿舎があり、そこに行っているケースもある。屋久島には特別支援学校はないが、種子島の養護学校にいくのか、本土に行くのかという選択肢はある。

(2) 保護者意識調査結果について

説明：事務局（資料1）

(3) 小豆地域の特別支援教育のあり方について

①検討事項の論点整理

説明：事務局（資料2～6）

②意見交換

委員： 資料3の全国の障害種別の特別支援学校の状況の中で、視・聴・知・病・肢の16校は山口県であるとの説明だが、山口県は、全ての県立の養護学校は、全ての障害種を受け入れる総合的な特別支援学校に置き変わっているのか。

事務局： 山口県は、県立特別支援学校のすべてが、平成20年度から総合支援学校に置き換わっている。

委員： このような学校が居住地の近くにあれば、希望すれば、全て受け入れるスタイルで、そこには必要な教員、施設・設備が整っている特別支援学校なのか。

事務局： 一応対象障害種を5障害種としているので、対応する教員なり、施設・設備をしていると思われる。

委員： 寄宿舎はどうか。

事務局： 寄宿舎は、あるところとないところがある。

委員： 山口県は進んでいる感じがした。

委員： 1回目の議事録と今回の保護者の意識調査結果を比べてみると、ニュアンスが多少違うかなと思う。学校設立の必要性についても、ニーズの差を感じる。

会長： 委員からも期待度は高まっている話もあったが、アンケート調査と期待度に多少ずれがあるのでこのことであるが、わかる範囲ではどんな感じなのか。

委員： 保護者が学校にどう期待するのかだろうと思う。やはり根底には、専門性が十分でないという部分があるような気がしてならない。島にできて専門性が確保できるのかという疑問点があるのではないかと思う。それからすると、高松養護や香川中部養護学校は専門性が確保されているという期待があり、その若干のずれの部分で、一部保護者が、島に学校ができても高松の専門性の確保できた学校に行って、我が子を伸ばしたいことが背景にあるのではと想像する。

会長： 学校ができたとしても、歴史も伝統もある、専門性が担保されている高松養護や香川中部養護学校の方が安心して行かせられると感じている保護者もいるだろうということがアンケートに反映されたということであった。

委員： 小豆島の人たちがつくっている特別支援学校をつくるための検討会議ではアンケートを配布する方法で調査し、特別支援学校を設立してほしい結果がかなり高かった。

今回の調査は、面接して話をするというもので、やり方や内容も違うそのため、受け取り方が違っているのではないか。実際に検討会議のアンケート結果と比べるという方法もあると思う。

保護者の多くは高校卒業後のこととかなり心配をしている。これは小豆島の本当の課題だと思っている。特別支援学校を作るという条件で、地域の福祉施設、生活拠点施設を作っていく形で、両町も今から計画していく。子どもたちが生まれてから、卒業後も生活できるように、総合的に考えていくことを計画している。学校を出れば切れるのではなく、あの福祉関係も併せて検討していく。

会長： 特別支援学校をつくることが前提との発言だが、小・中学校の特別支援学級を出る、もしくは香川中部養護学校から島に帰ってくるという現在の状況では、福祉施設の充実はあまり考えられないという理解なのか。

委員： 小豆島は特別支援学校ができるまで進んでいる。できなければやめるのかは別のことである。保護者のニーズとか気運が高まりを考えると、だめだという理由はないと思う。コストのことを考えるのではなく、一人でも二人でも障害のある子どもや保護者がいるので、その対応を行政の立場で考えなければならない。

委員： 特別支援学校の保護者と話をした時に、毎日、他の子どもと同じように教育の時間と回数を確保できる環境を切望されていた。別の保護者は、小学校の先生が、同じ学年の友達といられる環境に配慮してくれたが、歳が上がるにつれて、そういう同じような環境で暮らしていけるか不安があるという話であった。

中学部から特別支援学校に進学した子どもの保護者の話では、今まで地域の特別支援学級でこじんまりとした環境の中で学習していたが、特別支援学校へ進学すると一つの学部の集団が大きくて、いろんな友達の刺激を受け、寄宿舎の生活でも身辺生活の指導をいろいろ受けて、成長を感じられるという話であった。人数が少ない1対1の学習でもある程度能力を伸ばせるが、子供の成長のためには、友達の影響を受けることでより成長する力が大きいと保護者の話から感じた。

会長： 週5日行けるようにということ。地域のニーズとしては、特別支援学校がどうしても高いということ。集団が大きいほうが良いということで、特別支援学級の限界があるのではないかということである。

委員： 年齢が上がるにつれて、大きな集団で学習していくことのメリットは非常に大きいと思う。今回の保護者のニーズを見ると、特別支援学校ができるても、やはり通常学校の子どもとの学習を大事にしてあげるべきだと思うので、そういった観点で考えていくことが一番重要と思う。

会長： 特別支援学校ができたとしても、地域の子どもたちとの交流が図れるようなところでないと保護者ニーズに応えられない。小豆島の特別支援学校の検討会のアンケートは、障害者差別解消法等ができる前か後か。法律の施行は4月1日なので、これ以降と以前では、保護者の意識は違うのではないかと思う。

委員： 今年の2月である。

会長： そうすると障害者差別解消法の施行の前になる。若干、この法律の施行の前後で、保護者の意識は変わっている可能性はあるのではないかとも思う。

委員： 保護者意識調査では、保護者は、冷静に落ち着いてみているというのが印象である。

学校ができることによって、すべてが解決されるのではないことを、保護者は良く分かっており、学校ができても、その専門性は見させていただく考え方であることが良く分かった。学校を中心とした形で、その地域へ波及して、効果が拡大していき、小・中学校の先生の意識も高めることになれば良いと保護者は思われていると感じた。

総合という看板にこだわらず、例えば、看板の障害が肢体・知的であっても、運用面で柔軟に対応することで、障害の程度が重度で島から出るのが体力的に難しい子どもたちも受け入れられる学校の形も考えられる。

会長： 総合支援学校になると、視覚障害や聴覚障害の準ずる教育課程も含めると、生徒の数に比して教員数が莫大になり、コストはすごいことになる。総合支援学校の看板を掲げなくても、運用面でできるのであれば、ニーズに対応できるということである。

整理すると、地域で交流できることが条件の一つにあり、小豆島に学校ができる也可能と思う。週に5日間行けるようにしたいことなので、今の訪問教育の体制ではよくないということ。香川中部養護学校や高松養護学校の方が専門性が高いことになると困るので、その専門性を担保しなくてはいけないこと。一方で、専門性の高い教員がやってきた時に、その先生がいなくなったとたんに焼け野原の状態になってしまふことがあったので、小・中学校との人事交流が可能なのかどうか。支援する体制の時に、町が島の子どもたちを何とかしたいということなので、町もここにコストを割くことが可能なのか。参考人としてどのような印象か。

参考人： 問題の解き方は複数ある。複数の土台があると思っている。普通に考えると、特別支援学校ができると、通常の小・中学校との交流はできづらくなると思う。逆に、何を優先していくのかを決めていかなければいけないのかもしれない。例えば、現状の中学校の特別支援学級での支援のあり方をかなり手を入れることによって、今、上がってきたいろいろな問題はかなり改善するのではないかと思いながら聞いていた。中学校の特別支援学級の授業の改善、方法論の展開をやっていかないといけない。特別支援学校ができると、中学校の特別支援学級の問題は残るということになる。

例えば、特別支援学校をつくるときには、こういう問題は解決できて、こういう問題は解決しない。逆に特別支援学校をつくりたくない前提のときに、どういう解き方があるのか。宮崎県の霧島特別支援学校がやっている方式は、分教室を小・中学校、高等学校に別々につくっている。形態としてはいろいろな形態があるので、上がってきたニーズに対して、どれが一番使いやすいのかをみていく必要がある。

委員： 面談調査の時に、できる学校のモデルを示していないから、保護者は非常に難しい判断基準の中で答えてていると思う。高松養護や香川中部養護学校は、今までの長い歴史のなかで成果を上げている観点で、早い時点では、そちらに行くという者もいるが、島に特別支援学校をつくるべきは、地元を選択すると思う。当然、小・中学校の特別支援学級も存在し、特別支援学校もできる中で、選択肢、間口を広げながら、幼いところから高校まで縦系列で教育を進められる部分が大切だと思っており、これが小豆島の願いで、行政も議会も非常に前向きな視点で注目している。

会長： 小豆に住んでいる方の選択肢が圧倒的に少ないことである。

確認であるが、両町共に障害者の権利に関する条約の批准との兼ね合いから、例えば、この時点で、特別支援学校を作ることとの矛盾は、議会、町長、教育委員会はどうに考えているのか。合理的な説明をしないといけないと思う。この障害者の権利条約との関係の合理的な説明をすることは、学校をつくりないとか、つくったらい

いことではなく、法律ができた後にこの会が始まっているので、この会として重要なことだと思っている。

例えば、分校みたいな形とか、週5日行けるのであれば、分教室の充実、大きな学校とまで行かないまでも、それで解決できないのか。それは問題の解き方のところでの課題なのかと思う。この時代に学校が1つ増えるということは、特別支援教育がインクルーシブ教育になっているのに、香川県の小豆島は、隔離するという方向の選択肢を一つ得られたということになりかねなく、危惧するところである。両町の委員には前回も質問をしたが、障害者の権利に関する条約との関係の説明はあるか。

委員： 条約についての町としてどうするかは、今から早急にきっちりやっていく。考え方としては、障害のある人たちの可能性を開くという捉え方で進んでいく。隔離するのではなく、教育の部分においても高校まで行けますよ、その後も全部行けますよとする。この考え方で、全部、生まれてから亡くなるまでの捉え方をやっていくことが町のスタンスである。

会長： 今日の論点を踏まえて、両町からの地域のニーズや、障害者差別解消法の対応指針は多分両町で作っているはずであり、その指針に反しないように考えないと、学校ができるても、うまくいかないのではないかと思っているので、両町の委員には、その説明を各委員にしてもらえるように資料を見せてもらいたい。小豆島の地域の現状で保護者がどういう希望を持っているのかを踏まえて、次回は方程式の解き方をそれぞれ検討してもらいたい。

#### (4) その他

事務局： 次回会議は8月を予定している。

#### 4. 閉会

特別支援教育課長あいさつ